

令和4年度 第2回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和4年5月12日(木) 午後1時30分から午後2時30分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

芝尾 恭典	西尾 朝嗣	光田 裕次
檀野 隆一	柳下 清隆	山本 光男
松川 幸男	池上 正昭	田中 宏
山本 一彦	中野 元裕	藤田 昇
北井 秀信	橋本 雅世	

(3) 欠席委員 0人

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小林 義博	井上 和夫	野里 孝雄
野口 宜律	中尾 美昭	高岡 一平
塔本 順一	藤原 武平	岸田 勝夫
寺山 忠夫	岡所 次郎	重谷 勝次
坂口 竹四郎		

(5) 欠席委員 0人

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局 長 名越 幸司

事務局 次長 河邊 眞佐彦

主 幹 西本 和子

主 幹 山本 幸夫

主 査 佐藤 眞司

立 石 竜 也

4 付議事項

- 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 議案第13号 令和3年度堺市農業委員会事業報告に決定について
- 議案第14号 令和4年度最適化活動の目標の設定等並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について
- 報告第 5号 農地法第3条の規定による許可申請の報告について
- 報告第 6号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 7号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第 9号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第10号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第11号 小作地の台帳抹消の報告について
- 報告第12号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第2回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において田中宏委員、藤田昇委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第12号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計15件であります。

それではまず、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号から第4号及び第6号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請地が中区上之で市街化調整区域内にあり周辺は道路、田及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,080平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第2号は、申請地が南区母で市街化調整区域内にあり周辺は道路、宅地、田及び畑に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計1,758平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第3号は、申請地が東区石原町3丁で市街化調整区域内にあり周辺は田及び堤に囲まれており、地目は田1筆、面積は760平方メートルで現在耕うん済みの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第4号は、申請地が南区稲葉3丁で市街化調整区域内にあり周辺は農道、田及び休耕地に囲まれており、地目は田1筆、面積は261平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第6号は、申請地が中区上之で市街化調整区域内にあり周辺は田、水路及び事業所に囲まれており、地目は田1筆、面積は383平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上5件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、自己転用するものです。申請人は中区上之に居住する方で、申請地は中区上之の田1筆、面積は1,031平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣の社会福祉法人より駐車場が緊急に必要である旨の要望があったため、本申請地を露天駐車場として整備するものです。

申請は令和4年4月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び敷地内にU字溝を設置し北東側水路に排水する計画です。周囲にはブロック3段積する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請につい

て」をご説明いたします。受付番号第1号から第6号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が南区豊田で製造業を営む法人で、申請地は南区豊田の田4筆、面積は合計1,226平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い現在使用している駐車場が手狭となったため、事業所から近距離にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年4月18日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内にU字溝を設置し北側から水利組合管理の水路に放流する計画です。周囲には擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第2号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が東区野尻町の社会福祉法人で、申請地は南区豊田の田2筆、面積は合計2,006平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は都市計画法第29条の開発許可を受け、本申請地を賃借し、障害福祉サービス施設を建築するものです。

申請は令和4年4月18日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内に汚水柵を新設し、東側道路污水管に接続する計画です。雨水については、敷地内に雨水柵を新設し、東側道路雨水管に接続する計画です。周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第3号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が南区豊田で建設業を営む法人で、申請地は中区辻之の

田3筆、面積は合計2,061平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い、本社敷地内の資材置場が手狭となったため、現場及び事業所に近く運営上都合の良い本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年4月18日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内の既設素掘り側溝より北側既設雨水柵を通じ中池へ放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第4号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が東区八下町3丁で建設業を営む法人で、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は968平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業所敷地内の駐車場が手狭となったため、事業所から近距離にある本申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年4月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、他の土地も検討した結果、代替性は無いものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内北側にU字溝を設置し、西側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはコンクリートブロック3段積のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第5号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が堺区宿院町東1丁で運送業を営む法人で、申請地は南区片蔵の田3筆、面積は合計2,987平方メートルのうち2,335.19平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使

用する駐車場が手狭となったため、事業所に近く利便性の良い本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年4月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内に雨水枡を設置し北側水路に放流する計画です。周囲にはコンクリートブロック及び擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第6号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が南区庭代台4丁で運送業を営む法人で、申請地は南区片蔵の田2筆、面積は合計1,791平方メートルのうち1,155.59平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用する資材置場が手狭となったため、事業所に近く利便性の良い本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年4月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内に雨水枡を設置し北側水路に放流する計画です。周囲には擁壁及びブロックを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第1号から第3号をご説明いたします。なお、受付番号第4号につきましては、申請が取り下げられたため欠番となっております。

まず、受付番号第1号は、申請地は南区檜尾の田2筆、面積は合計191平方メートルで、現在保安全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第2号は、申請地は北区中村町の緑地（現況田）2筆、面積は合計2,095平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第3号は、申請地は西区太平寺の田5筆、面積は合計2,675平方メートルで、現在保安全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。ただし、受付番号第7号と第9号につきましては、藤原武平委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第12号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第5号と第6号、第8号と第10号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第5号は、申請地は西区太平寺の田2筆、面積は合計1,153平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から借受人へ5年です。

次に、受付番号第6号は、申請地は中区上之の畑1筆、面積は1,386平方メートルで、現在耕うん済及び野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から借受人へ5年です。

次に、受付番号第8号は、申請地は中区陶器北の畑1筆、面積は820平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から借受人へ5年です。

次に、受付番号第10号は、申請地は中区陶器北の畑1筆、面積は855平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から借受人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案

(農地中間管理事業分)のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第12号の受付番号第7号と第9号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、藤原武平委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第12号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第7号と第9号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第7号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は1,635平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から借受人へ5年です。

次に、受付番号第9号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は2,279平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から借受人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみ

たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、藤原武平委員の退席をときます。

（入室・着席後）

続きまして、議案第13号「令和3年度堺市農業委員会事業報告の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第13号「令和3年度堺市農業委員会事業報告の決定について」をご説明いたします。

本報告書の全体の構成は、令和3年度の事業計画に沿って第1に委員会、第2に法令事務の適正な執行等、第3に農地等の利用の最適化の推進等、第4にその他の活動、第5として会議関係の5つの項目で構成しています。

それでは、1ページの第1委員会をご説明いたします。1委員会の組織・機構については、令和2年度からほぼ変更がございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、2ページの2委員会活動経費をご説明いたします。

委員会の事務・事業を執行するために要した経費を、予算の費目ごとに、一覧にしています。委員会費は、委員活動に要した経費で、主なものは、各委員の報酬です。事務局費は、事務局の総務管理的経費で、主

なものは、職員の給与です。農地利用調整費は、「農地法等の法令に定められた事務執行を始めとする農地調整事業」や「農委だよりの発行など情報提供活動等」に要した経費となっています。

歳入面では、委員会活動の経費に充当するものとして、特定財源として主なものは、農業委員会交付金となっています。

続きまして3、4ページの3農業委員会委員、4農地利用最適化推進委員、5農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数等につきましては、昨年度と変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、5ページの第2法令事務の適正な執行等をご説明いたします。1農地の利用調整といたしまして、農地法関係事務の農地法3条、4条、5条、18条等に基づく、処理件数について、9ページから12ページにかけて、統計資料として、整理しています。9、10ページについては、月別の処理状況、11ページは、3条許可の田・畑別処理状況、12ページは4・5条許可・届出の、田の部と畑の部に分けての処理状況を記載しています。2農地台帳の整備及び公表といたしまして、賃貸借当事者からの申し出・農地法申請等による権利移動などを随時反映させ、農地台帳の整備に努めました。また、農地法第52条の3に基づく、農地台帳及び地図の公表においては、全国農業会議所が所管する「全国農地ナビ」において公表し、インターネット上で閲覧可能な状況にしています。

次に6ページの3農地の賃貸借関係事務といたしまして、10アール当たり、最高額、最低額、平均額は記載のとおりです。旧の小作台帳の整理にあたる農地賃貸借関係の整備については、賃貸借当事者からの申し出等により、賃貸借契約等の登録台帳の整備を行いました。4国有農地の管理関係事務といたしまして、大阪府との連携により、前年と同様、表に記載の13筆について、管理事務を執行しています。5農地等の相続税・贈与税納税猶予関係事務から、次ページの6生産緑地法関係事務、7登記官等からの照会に係る調査、8諸証明書等の発行の処理件数については、9・10ページの統計資料をご参照ください。

次に、13ページの第3農地等の利用の最適化の推進等をご説明いたします。1農地の有効利用の促進といたしまして、(1)利用状況調査は、8月に事務局職員により利用状況調査を行いました。また、9月から12月に62筆4.8ヘクタールの緑区分の遊休農地について、利用意向調査を行いました。概要は、次ページの14ページ「利用状況調査概要」としてまとめております。なお、令和3年度より農地法第32条第1項第1号に該当する農地については、荒廃状況に応じて緑区分、黄区分として区分分けをしています。(2)非農地判定といたしまして、再生利用が困難な農地と判定された農地のうち3月の総会にて11筆81.2アールを農地法の農地「耕作の目的に供される土地」ではないものとして、本人及び法務局等関係機関へ非農地判定を実施した旨の通知を行いました。(3)無断転用防止対策の実施は、記載のとおりです。

次に、15ページの2農地の流動化の促進をご説明いたします。利用権設定等促進事業としましては、認定農業者等への農地の利用集積を推進するため、貸し借りについての意向調査、「さかい農委だより」による貸し手・借り手の結び付けの推進等を行いました。なお、令和3年度総会等において、意見決定した流動化実績としましては、表のとおりとなっております。3指導相談活動といたしましては、新規就農者を含む農業者からの相談・要望等取組みを進めるとともに、「農業委員会活動記録簿」の活用に努め、記録簿を委員の皆様から、毎月提出いただきました。記録簿に記載の件数等は、記載のとおりでございます。

続きまして、16ページの第4その他の活動についてご説明いたします。1調査活動、2広報・情報提供活動については記載のとおりです。

17ページの3農業者年金業務については、令和3年度の新規加入者がなく、受給者は、47人となりました。

続きまして、18ページの4委員研修等については、表に記載のとおりです。

19ページの5大阪府農業委員会大会は、令和3年度は記載のとおり、「地区別農業委員会研修会」として開催されました。

次に、20ページから22ページの第5会議関係をご説明いたします。

1 会議開催状況・2 総会・3 運営委員会・4 地区協議会としまして、農業委員会の活動として開催された各会議の状況について、会議数、案件数、会議事項を記載しています。

最後に23ページですが、統計資料としまして、平成24年度以降の「農地の転用状況」をグラフ化して記載しています。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第14号「令和4年度最適化活動の目標の設定等並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第14号「令和4年度最適化活動の目標の設定等並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」をご説明いたします。

まず、「別紙様式1」の「令和4年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。本内容は農林水産省通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、国の定めた様式により作成するもので、本総会での議決後、大阪府農業会議の確認を経て、大阪府に報告、市ホームページで5月中に公表する予定のものでございます。

次に、「別紙様式2」の「令和3年度の目標及びその達成に向けた点検・評価」をご覧ください。こちらは、昨年度までの国通知及び昨年度までの様式に基づき、本総会での議決後、大阪府に報告、同様に市ホームページで公表予定のものでございます。別紙様式1の令和4

年度目標と同様、5月中に公表を考えております。来年度は、先ほど申し上げた国通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく新しい様式で、報告することになります。

それでは改めて、別紙1の「令和4年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

1 ページ目、I 農業委員会の状況 については、農業委員会の体制や、農家・農地等の概要など、国の統計「農林業センサス」や市のデータなどをもとに記載している、統計データ等となっております。

ページをめくっていただき、II 最適化活動の目標をごらんください。こちらが、今回大きく変わった内容となります。

国は、今回の通知において、農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する活動について、次のようにこのように説明しています。

「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する活動の成果目標及び活動目標（以下、「最適化活動の目標」という。）を設定し、最適化活動を行う農業委員及び推進委員が記載する最適化活動の具体的な状況について、目標に照らし点検・評価を行った上で公表することが重要である。」

この考え方に沿って、記載内容が設定されております。

また、記載内容は「成果目標」と「活動目標」の2つに大きく分かれています。

まず、成果目標は、(1) 農地の集積 (2) 遊休農地の解消 (3) 新規参入の促進 の3項目となっております。

(1) 農地の集積については、は、①が現状及び課題で、②が目標となっております。

②の目標については、国通知により、目標とすべき集積率の基準があらかじめ指定されており、農業委員会法第7条に規定する「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定していない市町村は、所属する都道府県の目標を記載すべしとされています。堺市は現在同指針を策定していないため、大阪府全体の目標年度の令和5年度、集積率25パーセントの目標を記載しています。

ただし、年度毎の目標は、市町村の実情に応じた目標を記載してよいとのことであるため、集積率目標14.1%を記載しております。

次に、(2)遊休農地の解消についても、国通知により、目標とすべき基準が、あらかじめ指定されているため、その数値を記載しています。

令和3年度末の「緑区分」遊休農地面積は4.8ha、切り上げて5haですが、これを5年間ですべて解消すべし、というのが国の指定した目標になります。そのため、今年度の解消目標面積は1haと記載しております。

次に、(3)新規参入の促進ですが、目標の考え方が、単純に新規参入者の数等を増やすという考え方から、農地利用集積において、農地所有者から、農業への新規参入者へ農地を貸すことを促進する、という内容に変更されております。そのため、農地法第3条・農地利用集積を問わず、農地の権利移動が行われた面積の3年間の実績、今回は「平成28、29、30年度」と指定されていますが、その3年間の農地の権利移動面積の1割以上を目標するように、と指定されました。そのため、今回は、目標を2.9haと記載しております。

成果目標に関する項目についての説明は以上です。

次に、活動目標についての項目に移らせていただきます。

今回の様式では、(1)委員が最適化活動を行う日数目標(2)活動強化月間の設定目標(3)新規参入相談会への参加目標を記載する必要があります。

(1)については、8日を目標として設定いたしました。なお、最適化活動を行う農業委員の人数については、中立委員を除いておりますので、13人となっております。

次に、(2)活動強化月間の設定ですが、3か月以上を設定するよう、指定されています。そのため、遊休農地の利用状況調査と併せ、パトロールに関連する強化月間として、7・8・9月を設定いたしました。

7月は準備、9月は情報収集としております。委員の皆様実際に現地の利用状況調査をしていただくのは、8月と設定しております。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、農業への新規参入に関する相談会に、委員のうちお一人に、相談会へ参加していただく目標を設定するよう、通知で指定されています。一旦、目標として、農業祭などが通常開催された際、出席委員の皆様にご相談をさせていただく場を設けるなど、現段階では未定ではございますが、「予定」という形で記載させていただいております。

別紙様式1の説明は、以上で終了させていただきます。

次に、「別紙様式2」の「令和3年度の目標及びその達成に向けた点検・評価」をご覧ください。別紙様式2は、昨年度までの様式となっております。

1 ページ目は、農業委員会の状況となります。

2 ページ目には、令和3年度の目標及び実績として、担い手への農地利用集積の実績、目標に対する達成状況を記載しております。

3 ページ目には、新たに農業経営を営もうとする者の参入実績、2のところで、令和3年度の目標及び実績として、達成状況を記載しております。

4 ページ目にはこれも、2 令和3年度の目標及び実績として、遊休農地に関する措置に対する実績、目標に対する達成状況を記載しております。

担い手への農地利用集積の実績は、やや達成に足りませんでした。新たに農業経営を営もうとする者の参入実績は、目標を超えるものとなりました。遊休農地の解消面積については、この点検評価の対象となる農地法第32条第1項第1号または第2号に該当する農地については、2haに満たず、目標は達成できませんでした。

5 ページ目は、違反転用への対応についての項目ですが、令和3年度については、違反転用として把握した農地はございませんでした。

6 ページ目から8 ページ目までには、農地法等により農業委員会の権限に属することになった事務に係る実績・状況のほか、その他の業務活動の報告を記載しております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(高岡委員挙手)

高岡委員 遊休農地と記載がありますが、ここでいう遊休農地とはどういうことでしょうか。

事務局 農地の状態として保全管理中があると思いますが、保全管理中は草刈り等を行い農地として管理をされている状態と考えます。遊休農地は何年も管理を行わずほったらかしにされ、草が伸びている状態と考えます。堺市では現場確認や各地区の委員さんの意見を聞きながら、膝丈以上の草が伸びている農地は、遊休農地と判断します。

高岡委員 何年もほったらかしにして木が生えている農地がありますが、それはどうなりますか。

事務局 木が生えている農地は、重機等を使用しなければ農地として利用することは難しいため、非農地決定をするかの判断をすることになります。

高岡委員 私の地区だと植木を育てている農地がたくさんあるのですが、どうなりますか。親が植木を植えて、相続した子が何もしないという話も聞きます。

事務局 植木ですと田や畑とは考え方が変わります。肥培管理して苗木を育てているということであれば農地として扱います。

議長 他に質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第5号「農地法第3条の規定による許可申請の報告について」から報告第12号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計8件を

一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第5号「農地法第3条の規定による許可申請の報告について」から報告第12号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計8件を一括してご説明いたします。

まず、報告第5号「農地法第3条の規定による許可申請の報告について」は1件ございました。本件は、令和3年9月9日に開催されました令和3年度第6回総会の議案第34号で承認され、国税徴収法による農地の売却に伴う買受適格証明を発行したものでございます。その申請人が買受申出人となり、農地法第3条の許可申請書が提出されたため、許可書を発行したものでございます。

次に、報告第6号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は9件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第7号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は4件ございました。まず受付番号第9号は申請地が南区釜室の田4筆で、面積は合計1,016平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に受付番号第10号は申請地が南区畑の田1筆で、面積は730平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に受付番号第1号は申請地が東区日置荘西町7丁の畑1筆で、面積は280平方メートル、離作補償は金銭補償で、双方合意によるものです。次に受付番号第2号は申請地が東区日置荘西町7丁の畑1筆で、面積は330平方メートル、離作補償は金銭補償で、双方合意によるものです。添付書類も含め完備しており

ましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第9号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第9号は申請地が中区田園の宅地1筆、面積は723.96平方メートル、申請人の年間耕作日数は150日、市街化調整区域内の耕作面積は3,694平方メートル、申請目的は農家住宅で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第10号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は14件ございました。まず受付番号第35号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第36号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第37号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡、次に受付番号第1号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡、次に受付番号第2号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第3号は、申出者が妻で、主たる従事者の故障、次に受付番号第4号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第5号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第6号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第7号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第8号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第9号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第10号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第11号は、申出者が子で主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第11号「小作地の台帳抹消の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は、申請地が中区上之の田1筆で、面積は383平方メートル、平成22年に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。

次に、報告第12号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に

対する事務局長専決処分の報告について」は8件ございました。まず受付番号第78号は、申請地が中区平井の田1筆、面積は402平方メートル、現況は店舗敷地、経過年数は15年以上、次に受付番号第1号は、申請地が東区日置荘田中町の田1筆、面積は145平方メートル、現況は住宅、経過年数は75年以上、次に受付番号第2号は、申請地が中区深井沢町の畑1筆、面積は59平方メートル、現況は住宅敷地の一部、経過年数は50年以上、次に受付番号第3号は、申請地が南区和田の田2筆、面積は合計1,106平方メートル、現況は雑種地、次に受付番号第4号は、申請地が南区太平寺の田3筆、面積は合計1,539.61平方メートル、現況は雑種地、次に受付番号第5号は、申請地が南区美木多上の田1筆、面積は732平方メートル、現況は雑種地、次に受付番号第6号は、申請地が南区梶の田4筆、面積は合計388平方メートル、現況は露天駐車場と住宅敷地、経過年数は45年以上、次に受付番号第7号は、申請地が中区福田の畑2筆、面積は合計1,747平方メートル、現況は住宅、事務所、作業場、経過年数は30年以上でいずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第2回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第 8号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 9号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第10号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第11号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第12号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第13号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第14号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第 5号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 6号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 7号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 8号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 9号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第10号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第11号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第12号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会 長 檀野隆一

委 員 田中 宏

委 員 藤田 一